

鳥取県告示第420号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成21年7月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年6月16日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成21年5月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 S t u d i o - E
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
大森 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台南二丁目12-17
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、もっぱら在宅で就労を営む障害者等に対して、在宅における職業能力の開発とその能力を生かした雇用機会の拡充に関する支援をおこない、障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業及び事業年度